変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2017年８月１日	名称または氏名	氏名　ケーピーエムジー　チャネル　アイランズ　リミテッド 代表者　アンドリュー　クイン	氏名　ケーピーエムジー　チャネル　アイランズ　リミテッド 代表者　ニール　ジェハン、マネージング　ディレクター

(6)
届　出　日　平成29年８月29日
届　出　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　英国　EC4A　3BZ　ロンドンニューストリートスクエア２
2017年８月15日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。
(7)
届　出　日　平成29年８月29日
届　出　者　デロイト・トゥシュ・トーマツ
住所又は所在地　香港　クイーンズウェイ88　ワン・パシフィック・プレイス35F
2017年８月25日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。
(8)
届　出　日　平成29年８月30日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　カナダ　M5J　0B2　オンタリオ州　トロント市　ヨークストリート18　PwCタワー　スイート　2600

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2017年８月30日	役員の氏名	クリス・クチュール、ブルース・ハリス、イアン・ガン、ジェフ・レバートン、マイク・ハリス、アンジェラ・ロス、マリアム・ポッツァ、エレン・コーカリードーハー、ハワード・クオン、マイク・パターソン	トレーシー・ライリー、セルジュ・ガッテスコ、クリス・コング、タヒール・アユブ、ブライアン・マクリーン

(9)
届　出　日　平成29年９月５日
届　出　者　アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド
住所又は所在地　英領西インド諸島　ケイマン諸島　KY1-1106　グランド・ケイマン　私書箱510　カマナ・ベイ　フォーラム・レーン62
2017年７月28日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年９月29日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第２号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年９月29日
3　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成26年７月頃から平成27年５月頃までの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
被告人積上朝睦らが、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の年20パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行手口について後記４(2)を参照）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項
(1)　主な犯罪行為者及びその役割分担
○　主な犯罪行為者は、積上朝睦、椎野信義、「タケダ」こと加藤義昭及び佐藤勇二である。
○　経営者的立場にある積上朝睦のもと、無登録で貸金業を営み、主として、椎野信義が経理係として貸付金や回収した貸金を管理し、加藤義昭が東京都内の錦糸町地区の借主から、佐藤勇二が東京都内の新宿地区の借主から、それぞれ集金する方法により取り立てて貸金の回収に当たっていた。
(2)　主な犯行手口
○　借主の多くは、個人で飲食店等を営んでいる。
○　貸付方法は、二通りあり、１つは、100日間で20パーセントの利息を受領する「100日払い」による貸付け、もう１つは、クレジットカードの売上金額から利息を天引きして貸付けを行う「カードチェンジ」による貸付けであった。
○　「100日払い」による貸付けとは、100日間で20パーセントの利息により現金を貸し付け、元本を100で除した金額を１日当たりの元本の返済額とし、借主は、貸付けを受けた日又はその翌日から、元本の返済額にその20パーセントの利息の金額を併せた金額の現金を、100日間払い続けるものとされていた貸付方法である。
○　「カードチェンジ」による貸付けとは、借主の経営する店のクレジットカード売上が入金される口座の通帳とキャッシュカードをあらかじめ預かった上、借主から日々のクレジットカード売上伝票を受け取るのと引き替えに、同伝票の売上額からカード会社の手数料分と額面の２パーセント分とを差し引いた金額の現金を貸し付け、その後、同口座にカード会社から売上金が入金された際にこれを引き出し、上記貸付けの回収に充てる貸付方法である。
5　開始決定の時における給付資金の額　金369万7,200円
6　支給申請期間　平成29年９月29日から平成29年11月28日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
(1)　被告人の氏名　①積上　朝睦　②佐藤　勇二
(2)　裁判所名　東京地方裁判所
(3)　裁判年月日　①・②平成27年10月14日
(4)　確定年月日　①平成28年５月３日　②平成27年10月29日